

魚津市告示第90号

魚津市健康づくり推進協議会設置要綱の一部改正について
魚津市健康づくり推進協議会設置要綱（平成19年魚津市告示第12号）の一部を次のように改正する。

令和2年8月14日

魚津市長 村椿 晃

第2条第1号を次のように改める。

(1) 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づく「魚津市健康増進計画」の策定及び推進に関すること。

第3条第2項第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 公募による者（市民代表）

附 則

（施行日）

1 この告示は、告示の日から施行する。

（要綱の廃止）

2 魚津市健康増進計画策定委員会設置要綱（平成17年告示第22号）は廃止する。